

Q

各種手続について

A

☎ 燕・弥彦総合事務組合水道局 0256-77-9400 (代表)

Q. 口座振替を始めるにはどうすればよいですか？

A. 燕市・弥彦村内の取扱金融機関等の窓口に「水道料金・下水道使用料等口座振替依頼書」が置いてありますので、次のものを持参のうえ手続きを行ってください。

- ・預貯金通帳
- ・通帳印
- ・水道使用量等のお知らせ(検針票)等のお客様番号のわかるもの

依頼書に必要事項を記入し、押印のうえ取扱金融機関等に提出いただければお申込み完了です。

通常、1~2カ月後の水道料金から口座振替が始まります。



Q. 口座振替は申し込んでからどれ位の期間で適用されるのですか？

A. お申し込み頂いた内容に問題が無ければ、通常1~2カ月程で登録が完了します。

なお、申込日により、口座振替の開始日が次回お支払い月からとなることがありますのでご了承ください。



Q. 子供の水道料金を親の口座から引き落とすことはできますか？

A. 料金支払者（親）での口座振替の届け出が必要です。取扱金融機関等窓口で手続きをお願いします。



Q. 口座振替の申込みをしたのに納入通知書が送付されたきたのはどうしてですか？

A. 口座振替のお申し込みをいただいたから金融機関等と水道局で手続きを行います。手続きが完了するまでには1カ月以上かかる場合があります。

この手続き中に水道メーターを検針して料金が発生した場合は納入通知書が発行されますので、お手数ですが次のいずれかでお支払いください。

- 取扱金融機関（郵便局を除く）
- 水道局
- 燕市役所会計課
- 弥彦村役場内新潟県信用組合弥彦支店派出所
- コンビニ



Q. 水道の使用者と口座振替の名義が違っても問題ありませんか？

A. 問題ありません。



Q. 水道の所有権を変更するにはどうすればよいですか？

A. 「給水装置所有権変更届」を記入し提出してください。

[給水装置所有権変更届はこちらをクリック](#)



Q. 新築等による給水装置工事の申し込みをするにはどのような手続きが必要ですか？

A. 燕・弥彦総合事務組合が指定した「指定給水装置工事事業者」が全ての手続きを代行します。
なお、工事費用はお客様の負担となります。

[指定給水装置工事事業者はこちらをクリック](#)



Q. 水道メーターの口径を変更したいのですがどうすればよいですか？

A. 水道メーターの口径変更は給水装置の改造工事になります。口径変更が可能かどうか、支障はないか等、「指定給水装置工事事業者」に相談してください。

なお、工事費用はお客様の負担となります。

指定給水装置工事事業者はこちらをクリック



Q. 新築工事が終わり、水道料金の請求先を自分の名義に変更したいのですがどうすればよいですか？

A. お客様の新築住宅の水道工事を担当した「指定給水装置工事事業者」が手続きを代行しますので、建築会社やハウスメーカーを通して工事事業者へお問い合わせください。

※ 水道工事を伴わない場合の変更はお客様から直接水道局へご連絡ください。

